

2 人口減少対策

(2) 子ども・子育て

国への提案事項

1 ひろしま版ネウボラ構築の推進

- 妊娠期から子育て期の相談・支援について、利用者に寄り添った場になるよう、子ども・子育て交付金の「利用者支援事業」を、施設改修や職員の研修・意識変容などに活用できるよう、補助対象業務を拡充すること。

2 子供の予防的支援の推進

- 「こどもデータ連携実証事業」の全国展開に向けて実証事業を継続し、効果検証や成果の見える化を行うとともに、予防的な支援に関わる職員の育成等について支援を検討すること。
- 要支援児童ではないが、データ分析の結果などにより虐待などのリスクが高い可能性のある児童に関して、要保護児童対策地域協議会を経なくても個人情報の共有が関係機関と可能となる簡便な制度を検討すること。

国への提案事項

3 幼児教育・保育の完全無償化

- 少子化への対策として、就労や障害の有無、所得等に関係なく、子供たち誰もが良質な保育等サービスを受けられるよう、幼児教育・保育の完全無償化を早期に実現すること。また、先行して自治体が独自で実施する場合、その財政的支援を行うこと。

(概要)

- 保育料の無償化は国の責任と財源において全国一律に実施すべきものである。
- また、国による完全無償化が実現されない中、待ったなしで進行する深刻な少子化に歯止めをかけるための有効な施策の一つとして、地方が危機感を持ち、自らの財政負担で無償化を実施する場合については、その意義を踏まえ、こうした自治体に対し、当該経費の一部について国として財政的支援を行うこと。

令和6年度から実施	県内の複数の市町において、更なる保育料の負担軽減の拡充を計画 (予定市町) 府中市、神石高原町(0～2歳児完全無償化) 広島市(第3子以降無償化、第2子を半額) 三原市、尾道市、福山市(0～2歳の第2子以降無償化) 廿日市市(0～2歳の第1子を半額)
-----------	--

4 保育施設整備に係る財政支援

- 各市町の子ども・子育て支援事業計画(第2期:令和2～6年度)に基づく保育施設整備に係る必要な財源を着実に措置すること。また、次期計画(第3期:令和7～11年度)の策定にあたり、少子化を見据え施設の統合等を進める地域がある一方で、0～2歳児の保育料の無償化やこども誰でも通園制度(仮称)の実施に伴い保育需要が高まる地域も想定されることから、地域の実情に応じた施設整備や改築に必要な財源を確保すること。

【提案先省庁: デジタル庁、こども家庭庁】

1 ひろしま版ネウボラ構築の推進

2 子供の予防的支援の推進

現状／広島県の取組

【ひろしま版ネウボラ構築の推進】

- ひろしまネウボラとして、県内18市町において補助事業を実施しており、安心して妊娠・出産・子育てができるよう、面談回数の増加、医療機関や保育所等との情報連携を推進し、ポピュレーションアプローチによるリスクの早期把握・早期支援に取り組んでいる。
- 国は、妊娠期から子育て期の相談・支援について、主に子ども・子育て支援金の利用者支援事業として実施している。

【子供の予防的支援の推進】

- モデル4市町において補助事業を実施しており、こどもの育ちに関する様々なデータを集約・分析し、潜在的に虐待リスクがあるこどもや家庭に対し、予防的な支援を継続的に行っている。
- 国は、令和4年度からこどもデータ連携に係る実証事業を開始し、令和5年度はこども家庭庁が主体となり本県を含む14団体で実施した。

2 人口減少対策 (2)子ども・子育て

課 題

【ひろしま版ネウボラ構築の推進】

- 利用者が相談する施設が事務的であり、安心して相談できる場に改修する必要があるが、施設整備に関する補助が開設準備に限られており、補助上限額も十分ではない。
- 利用者に寄り添った対応を全ての相談員が統一的行うためには、専門知識の研修だけでなく、職員による理念、行動指針等の理解や意識・行動の変容のための継続的な働きかけが必要である。

【子供の予防的支援の推進】

- データ連携やシステム開発には多額の費用が必要であり、市町単独で実施するのは財政的に難しい。
- 予防的な支援は、通常の虐待対応と異なり、問題が発現していない家庭への関わりがあるため、職員の育成等が必要。
- 個人情報保護の観点から、潜在的に支援が必要と考えられる児童を要支援児童として管理しているが、事務負担が生じており、要対協を経ないより簡便な制度が必要である。

3 幼児教育・保育の完全無償化

4 保育施設整備に係る財政支援

現状／広島県の取組

【幼児教育・保育の完全無償化】

- 0歳から2歳までの保育については、利用人数が限定的であることなどを理由に、国のこども政策強化の動きの中でも拡充は見送られたことから、近年、独自に減免や無償化を実施する市町が増えている。（ただし、住民税非課税世帯の子供は、既に0～2歳児も無料である。）

【保育施設整備に係る財政支援】

- 就学前教育・保育施設整備交付金について、従来は年5回協議の機会が設けられていたが、令和6年度は第1回協議で申請額が予算の上限に達したため、第2回以降の協議は行わないと事務連絡が国からあった。その後、国より第2次追加協議を受け付ける旨の事務連絡があったが、特に優先すべき事業について、執行残額の範囲内で受け付けるとしており、必要な財源が全額確保される見込みはない。

2 人口減少対策 (2) 子ども・子育て

課 題

【幼児教育・保育の完全無償化】

- 新規需要の掘り起こしとなるため、新たな保育施設の整備、更なる保育士確保が必要となる。
- 施設整備に係る国予算について、十分に確保する必要がある。

【保育施設整備に係る財政支援】

- 施設整備に係る国の交付金が措置されなければ、保育の需要予測に係る各市町の子ども・子育て支援事業計画が実施できず、待機児童が発生する可能性がある。